

兵庫県公報

令和4年8月2日 火曜日 第333号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	1
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	2
○ 神戸国際港都建設下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	2
○ 重要調整池に係る検査の結果（西播磨県民局）	2
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	3
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	3
公安委員会規則	
○ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則	3

公布された法令のあらまし

◎警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第8号）

年金証書の返納を廃止すること、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第921号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和4年8月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	囚われの女（原題）LA CAPTIVE	コピアポア・フィルム
映 画	私、あなた、彼、彼女（原題）JE TU IL ELLE	コピアポア・フィルム

兵庫県告示第922号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和4年8月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定を解除する区域
平成28年12月9日兵庫県告示第1039号により指定した区域（高砂市荒井町新浜2丁目2566番1、2763番の一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



兵庫県告示第923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年8月2日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和4年8月2日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和4年8月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 佐野仁井岩屋線	淡路市中持字新屋325番1から 同 市中持字新屋327番1まで	旧	9.0から 15.0まで	38.0	
	淡路市中持字新屋325番1から 同 市中持字新屋327番2まで	新	9.0から 12.0まで	38.0	



兵庫県告示第924号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年8月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設下水道事業神戸市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和32年9月5日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第925号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和4年8月2日

西播磨県民局長 渡瀬康英

- 1 重要調整池の所在地

赤穂市西有年字湯ノ内3016—3

2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社豊工業所	和歌山県和歌山市雑賀崎2021—9	久保晋典



兵庫県告示第926号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年8月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04淡路位置 0002号	4.7.15	淡路市釜口字寺田1281番1の一部、1282番の一部、1283番1の一部、1284番1の一部	4.0	136.63

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年8月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町南田原字ナコザ3040番2から4、3042番1、3043番、3044番、3044番1、3045番、3046番、3046番1、3047番から3051番、3051番1、3053番から3055番
同 郡同 町南田原字丁田3076番2、3076番4、3077番1、3078番1、3078番3、3083番1、3083番3、3084番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号
生活協同組合コープこうべ 組合長理事 岩山利久
- 3 許可年月日及び許可番号
令和4年6月3日
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1—15—2号(3福崎)

公安委員会規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月2日

兵庫県公安委員会

委員長 小西新右衛門

兵庫県公安委員会規則第8号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則（昭和36年兵庫県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第60条」を「第60条第1項」に改める。

第7条第2項中「当該証書と引換えに」を削り、同条第3項中「又は損傷した証書」を削り、同条第4項及び第5項を削る。

様式第16号（2枚目表）中「届け出るとともに、併せてこの証書を提出して」を「届け出て」に改め、「(株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に供する担保の場合は除く。)」を削り、

「5 この証書を亡失したり損傷したりしたときは、給付を実施する者に再交付を請求してください。また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。」

を

「5 この証書を亡失したり損傷したりしたときは、給付を実施する者に再交付を請求してください。また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、新しい証書を交付しますので、必要な届出を行ってください。

なお、古い証書は廃棄してください。」

に改め、同様式（2枚目裏）中「給付を実施する者に返納して」を「廃棄して」に、「あて」を「宛て」に改める。

様式第17号中「又は損傷した年金証書」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。